

国内旅客運輸サービスの仕入税額控除等

2019年4月1日より適用されている増値税税率の引下げ(財政部、税務総局、税関総署公告 2019年第39号)等に関連して国家税務総局は、国内旅客運輸サービス仕入税額控除等の増値税徴収管理の問題についての公告を出しました。

本公告では、国内交通費の普通発票をもって増値税の仕入税額を認めるために「国内旅客運輸サービス」の内容を明確にするほか、加算相殺政策の売上高の定義や先進製造業増値税期末未控除の還付申請書の書式変更などが記載されています。

税額控除の対象となる国内旅客運輸サービスとは

本単位が締結した労働契約の社員、本単位が派遣先単位として受入れる労務派遣社員に対する実際の国内旅客運輸サービスに限る。

納税人が購入した国内旅客運輸サービスとは

取得した増値税電子普通発票上に明記された仕入税額、購入者の名称、納税人識別番号等の情報は、実際に控除する納税人と一致しなければならない。

納税人に税額控除が認められる国内旅客運輸サービスの仕入税額とは

2019年4月1日以後に実際に発生し、かつ合法で有効な増値税控除証憑に明記された増値税額或いは規定に基づき計算された増値税額を指す。増値税専用発票、増値税電子普通発票の増値税控除証憑は、2019年4月1日以後に発行されたものとする。

【39号の第6条の内容】

納税者が国内旅客運輸サービスを購入する場合、以下の仕入税額を売上税額から控除することができる。

- ① 増値税電子普通発票を取得した場合、発票に記載された税額
- ② 旅客情報が記載された航空輸送電子チケットを取得した場合は以下の金額等

額面金額 (燃料サーチャージを含む) $\div 109\% \times 9\%$

2019年10月1日は、中華人民共和国建国70周年の日です。10月1日(火)から7日(月)までは国慶節として祝日となります。